

入所・地域移行等ワーキングチーム担当分野その 1

分野（大分類）	施策の方向性（中分類）	説 明	指標等
1 入所施設から地域生活への移行の推進 「障害のある人の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた多様な住まいの場として、グループホームなどの拡充を図るとともに、日中活動の場の充実も図ります。 また、障害程度が重い人についても、できる限り地域で生活できるよう支援していくとともに、地域での支援が困難な障害のある人に対しては、入所施設の果たす役割が引き続き重要であることに留意しつつ、入所施設の有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用します。」※総合計画	(1) グループホームの整備促進と質的向上	障害のある人の地域における「住まいの場」を確保するため、その量的拡充を進める。量的拡充にあたっては、国補助金等を活用するとともに、各障害福祉圏域、市町村等の実情を良く勘案して、整備に努める。 また、グループホームにおける建築基準法や消防法との関係を整理しつつ、県単補助制度の運営費補助や家賃補助等を引続き実施し、質的向上を検討する。	(1) ①グループホームの定員(総)(四) ②グループホームの月間の利用者数(福)(基)(四) ③施設入所者の地域生活への移行者数(福)(基)(四) ④施設入所者の削減者数(福)(施設入所者数(基))(四)
	(2) 日中活動の場の充実	住まいの場の確保とともに、障害のある方の希望に応じ様々な日中活動を選べるよう、生活介護、自立訓練、就労移行支援等の日中活動の場を充実させていく。	
	(3) 地域生活を推進するための在宅サービスの充実	在宅で生活している障害のある人及びその家族への支援について、ニーズや地域の実情を勘案しながら、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び短期入所等の充実に努める。	(1)～(3) ⑤障害福祉サービス提供見込量(福)(基)(四) 第 3 部(福祉計画部分)に記載 ※療育関係の指標も再掲 ⑥地域活動支援センター所在市町村数(四) ⑦日常生活自立支援事業利用者数(四)
	(4) 重度・重複障害者等の地域生活移行の推進	重度の障害のある人や医療的ケアが必要な人の地域生活を推進するため、住まいの場や日中活動の場の整備とともに、地域におけるサービスの提供体制の確保に努める。	(4) ⑧強度行動障害のある方への支援体制構築事業実施数(H25年度 1箇所)(新) ⑨重度心身障害児者対応可能な通所施設設置箇所数(新)
	(5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用	入所施設の意義を勘案しつつ、本計画の成果目標である施設入所者の地域生活への移行を促進するとともに、入所施設の有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用していく。	(5) ⑩指定障害者支援施設の必要入所定員総数(福) ⑪地域生活支援拠点の整備(福)(新)
	(6) 県立施設のあり方(P)	千葉県袖ヶ浦福祉センター 福祉型障害児入所施設「養育園」、障害者支援施設「更生園」は、千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会の最終報告及び事業団新体制における議論を基に、役割・機能を再構築する。 千葉県千葉リハビリテーションセンター 医療と福祉の複合の県立施設として、重症心身障害児等や、脊髄損傷、高次脳機能障害等の重度の障害を有する人に対し、引き続き総合的、中核的支援機能を担うとともに、今後、その機能役割を維持・強化していく視点に立った施設整備のあり方について検討していく。	(6) ⑫県立施設の必要入所定員総数(新)

※(総)…千葉県総合計画 (福)…障害福祉計画 (新)…新規追加

(基)…障害者基本計画 (四)…第四次千葉県障害者計画

精神障害者地域移行推進部会担当分野

分野（大分類）	施策の方向性（中分類）	説 明	指標等
2 精神障害のある人の地域生活への移行の推進 「精神障害のある人の地域生活への移行には、医療機関による退院支援や、地域の福祉関係機関による地域生活支援の両面が必要であることから、関係機関が連携して対応する地域ネットワークの構築を推進します。 自立した生活の維持や社会参加などを支援するピアサポート体制の在り方について検討を進めます。 より身近な地域で、医療と福祉の連携体制の強化を図り、精神科医療機関と障害福祉サービス事業所等と連携した退院促進や地域定着の推進を図ります。」 ※総合計画	(1) 精神障害のある人の地域生活への移行支援	連携コーディネーターを中心とした関係機関の連携強化や遠隔地退院支援事業、高齢長期退院支援事業等を行う「地域移行支援事業」を確実に実施するとともに、「地域移行、定着協力病院」の指定の取組を進める。事業の実施にあたっては、家族の支援について検討する。 また、地域移行支援病床についても、本県の対応を検討する。 さらに、地域移行に向けた受け皿の整備や、精神障害者に対する偏見をなくすための普及啓発について、検討を進める。	(1) ○精神科病院に入院した患者の入院後3か月経過時点の退院率の上昇^福 ○精神科病院に入院した患者の入院後1年時点の退院率の上昇^福 ○精神科病院の長期在院者（1年以上在院者）の削減数^福 ○統合失調症の入院患者数^基 ○入院中の精神障害者のうち、1年未満入院患者の平均退院率^基 ○入院中の精神障害者のうち、高齢長期退院者数^基 ○地域生活支援広域調整会議等の事業評価委員会の開催見込み数、協議会の開催見込み数^福 ○地域移行・地域生活支援事業の実アウトリーチチーム設置見込み数^福 ○精神障害者地域移行支援事業の実施圏域数^{総 四}
	(2) 障害のある人自身が自らの経験を基に相談支援等を行うピアサポートの推進	ピアサポートが積極的に活用されるよう周知、普及啓発を進めるとともにピアサポーターの養成に努める。	(2) ○地域移行・地域生活支援事業の実ピアサポーター見込者数^福
	(3) 精神科救急医療体制の充実	夜間休日を含め24時間365日、精神科救急医療相談に対応する精神科救急情報センターの機能の周知や、精神科病院における空床の確保など精神科救急医療体制の充実強化を図る。また、専門的な身体疾患治療の提供が可能な医療連携体制の構築を図る。	(3) ○精神科救急基幹病院数^新 ○精神科救急身体合併に対応できる施設数^新

※^総…千葉県総合計画 ^福…障害福祉計画 ^新…新規追加
^基…障害者基本計画 ^四…第四次千葉県障害者計画

7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実 発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害など、地域の支援施設・機関では通常の対応が難しい障害について、県内に拠点を設置して支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、民間での専門的・広域的な支援拠点機関の普及促進や、そのための人材育成などの具体的な仕組みづくりを進めます。 ひきこもり本人や家族に対しては、相談支援等により、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ります。※ 総合計画	(2) 地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進(うち高次脳機能障害関係) (6) ひきこもりに対するアウトリーチ型支援の推進	高次脳機能障害者への支援や障害に対する知識の普及を推進するため、高次脳機能障害支援センター及び高次脳機能支援普及事業における支援拠点機関の支援体制を強化するとともに、地域内関連支援機関とのネットワークの構築に取り組む。 ひきこもり対策を推進するため、関係機関と連携した体制を整備し、ひきこもり地域支援センター等によるアウトリーチを実施する。また、ひきこもりサポーターを養成し、市町村による派遣を促す。	(2) ○高次脳機能障害支援普及事業実施見込み箇所数、実利用者見込み者数(福)(総)(四) (6) ○ひきこもり地域支援センターの相談件数(新) ○地域移行・地域生活支援事業の実アウトリーチチーム設置見込み数(福)
8 その他、第5次計画において取り組むべき項目(総合計画に含まれないもの)	(6) 暮らしの安全・安心に関する支援(うち災害派遣精神医療チームの体制整備)	災害時における、被災地域の精神保健医療機能の一時的低下や災害ストレス等による新たな精神的問題の発生に対して、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行う、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制を整備する。	(6) ○運営委員会の開催見込み数(福)

※(総)…千葉県総合計画 (福)…障害福祉計画 (新)…新規追加
(基)…障害者基本計画 (四)…第四次千葉県障害者計画

権利擁護専門部会担当分野

分野（大分類）	施策の方向性（中分類）	説 明	指標等
3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組みの推進 個別の差別事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行などの問題について協議する「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」などを通じて、障害のある人への理解を広げる取組や、障害のある人に優しい取組の応援を推進します。あわせて、平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されたことを踏まえ、障害者への虐待の防止や早期発見・早期対応に向け、関係機関との連携強化、研修の実施、県民への普及啓発等に努めます。 また、地域における相談支援体制を構築するとともに、生活支援と一体となった権利擁護の仕組みづくりのため、地域自立支援協議会の充実・強化への支援やネットワークづくりに取り組みます。 さらに、手話通訳者や点訳・朗読奉仕員などの人材の養成に取り組み、障害のある人の情報コミュニケーションを支援するとともに、情報バリアフリーの推進に取り組みます。※ 総合計画	(1) 障害のある人への理解の促進	障害を理由とした差別の解消を推進し、障害のある人への理解を促進するため、例えば障害者週間等における広報啓発活動の一層の充実を図る。 また、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(以下「障害者条例」という)による推進会議を通じ、障害のある人へのやさしい取組みの応援を推進する。 さらに、平成28年4月から施行される障害者差別解消法の円滑な施行に向け、障害者に対する合理的な配慮について認識が広まるよう周知を行う。	(1) ○障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を知っている県民の割合 ㊤ ○障害者条例に係る相談件数のうち地域相談員が関わった件数の割合 ㊤
	(2) 地域における権利擁護体制の構築	障害者への虐待防止やその早期発見のため、地域の権利擁護ネットワーク構築を行うとともに、緊急時における権利擁護ネットワーク整備に努める。 入所施設においては、例えば袖ヶ浦福祉センター等の教訓から、入所者個人を把握する第三者的な権利擁護の仕組みの必要性が明らかとなった。そこで、緊急避難時におけるネットワーク整備のあり方も含め、体制整備について検討を加える。	(2) ○虐待防止アドバイザー派遣数 ㊦
	(3) 地域における相談支援体制の充実(うち権利擁護関係)	相談支援事業に従事する職員に対して、権利擁護意識を高める内容を含んだ研修を実施する。 また、当事者団体や家族会等との連携、市町村の地域自立支援協議会へのアドバイザー派遣等を通じて相談支援活動の充実を図り、障害の種別や当事者の必要に応じた相談支援体制の整備を図る。	(3) ○相談支援アドバイザー見込者数 ㊦ ㊧ ㊤
	(4) 手話通訳等の人材育成	意思疎通支援について質の高いサービスや支援を行えるよう専門職やスタッフの養成・資質向上に必要な研修を実施する。さらに、安定して働ける職場環境を実現するための支援を検討し、人材の確保に努める。	(4) ○手話通訳者・要約筆記者養成研修事業の実養成講習終了見込者数 ㊦ ㊧ ㊤ ○盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業の実養成講習終了見込者 ㊦ ㊧ ㊤ ○手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実利用見込み件数 ㊦ ○盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実利用見込み件数 ㊦ ○点訳・朗読奉仕員の養成人数と研修回数 ㊦ ㊧ ㊤
	(5) 情報バリアフリーのための普及啓発の促進	情報アクセシビリティの向上に向けた取組みを検討し、コミュニケーションを支援するサービスの充実・強化を図る。 また、障害のある人への情報提供の充実や、障害者そのものが情報を利用する際の支援強化に努める。 さらには、行政情報や公共サービス等における情報のバリアフリー化の推進を検討する。	(5) ○聴覚障害者情報提供施設 ㊦ ○対象の放送番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合 ㊦ ○対象の放送番組の放送時間に占める解説放送時間の割合 ㊦

※ ㊦…千葉県総合計画 ㊦…障害福祉計画 ㊦…新規追加
㊦…障害者基本計画 ㊤…第四次千葉県障害者計画

療育支援専門部会担当分野

分野（大分類）	施策の方向性（中分類）	説 明	指標等
4 障害のある子どもの療育支援体制の充実 「障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築を図っていきます。 また、手帳の有無や診断名等に関わらず障害の可能性が見込まれる児童のために、地域の障害児施設の有する機能や人材を活用して早期発見や診断、適切な治療や訓練等を行い、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図っていきます。 さらに、ホームヘルプや障害児通所支援、訪問看護などを通じて在宅支援機能の強化を図り子どもの育ちと子育てを支える施策に取り組みます。 なお、東葛地域における重症心身障害児（者）施設の整備について東葛6市と連携しながら整備に向けた支援を行います。 また、重症心身障害児（者）等が入所する老朽化が進んだ県立施設の整備の在り方について、今後検討してまいります。」※ 総合計画から	(1) 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実 (2) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化 (3) 地域における相談支援体制の充実（<u>うち療育関係</u>） (4) 障害のある子ども一人ひとりに合わせた教育の充実 (5) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	乳幼児期から学校卒業後まで一貫した療育支援体制を充実させるため、乳幼児健診の充実による早期発見や早期支援、ライフステージを通じた支援を行うための情報伝達ツールであるライフサポートファイルの拡充及び活用、障害特性に応じた支援等に努める。また、児童発達支援センターや児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の拡充、さらに、児童発達支援センターの機能強化を通じたネットワークの構築により、療育支援体制の整備を図る。 在宅の障害児やその家族が身近な地域で支援が受けられるよう、また、保護者が問題を抱え込むことのないようホームヘルプ、訪問看護、シェルターの機能を有する短期入所等の充実、さらには、虐待防止に努め、在宅支援機能の強化を図る。 地域の障害児施設の有する機能や人材を活用し、在宅や事業所に対して支援を行う障害児等療育支援事業の推進を図る。また、発達障害児の早期発見・早期支援が行われるよう、保育士、幼稚園教諭、保健師、訪問支援員を対象とした研修を行うほか、発達障害児等の親が安心して子育てできるよう、発達障害児の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターの研修等を進めるとともに、千葉県発達障害者支援センター運営事業と組み合わせ、地域の実情に応じた総合的な支援体制を構築する。 発達障害を含む児童、生徒がそれぞれの特性に応じた教育を受けられるよう教育環境のハード面とソフト面を整備し、合理的配慮の充実及び特別支援教育コーディネーターを含め教職員一人一人の専門性の向上等を図るとともに、いじめや不登校の問題への取組みを強化する。 重症心身障害児が、必要な支援が受けられるよう、医療・福祉・教育等の連携を図る小児等在宅医療連携拠点事業や療育支援コーディネーター事業を推進するとともに、重症心身障害児施設の充実等を図る。	(1) ① 児童発達支援センター箇所数  ② 児童発達支援事業所箇所数  ③ 放課後等デイサービス事業所箇所数  ④ ライフサポートファイルの実施市町村数 (2) ① 障害児相談支援  ② 障害児支援（通所系）  ③ 短期入所施設数  (3) ① 障害児等療育支援事業の実施見込み箇所数  (4) ① 特別支援教育に関する個別教育支援計画作成率  ② 特別支援教育に関する教員研修受講率  ③ 特別支援教育に関する校内委員会設置率  ④ 特別支援教育コーディネーター指名率  (5) ① 障害児支援（入所系）  ② 療育支援コーディネーターの配置人数 

相談支援専門部会担当分野

分野（大分類）	施策の方向性（中分類）	説 明	指標等
5 障害のある人の相談支援体制の充実 「障害のある人の相談支援体制を支援するため、市町村が実施する相談研修会、自立支援協議会などに対して、アドバイザーを派遣します。 また、総合支援法のサービス等利用計画を作成する相談支援事業者の質の向上を目指し、各種の研修を行います。 なお、障害児に係る相談については、手帳や診断名等に関わらず障害の可能性が見込まれる児童のための相談支援体制の充実を図ります。」※総合計画	(1) 地域における相談支援体制の充実 (2) 地域における相談支援従事者の研修の充実及び活用 (3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化（ <u>うち相談支援関係</u> ）	地域の社会資源が市町村・相談支援機関を中心としたチームとして役割分担を図る。 相談支援体制を充実させるために、計画相談支援・地域相談支援の拡充・基幹相談支援センターの設置に向けた取組、相談支援アドバイザーの派遣等による市町村における相談支援体制整備の支援、県内各地域への支援を行うなどする発達障害や高次脳機能障害のある人を対象とした専門的・広域的な支援拠点での支援の拡充、及びそれらをつなぐトータルな相談支援の連携体制づくりなどを推進する。 相談支援従事者の質と量を充実させるために、引続き積極的に研修を実施するとともに、より受講者の状況に沿ったきめ細やかな研修カリキュラムの構築を検討する。また併せて、報酬制度の見直しを国に求めるなど、研修履修者を相談支援専門員として活用する施策を検討・推進する。 小児等在宅医療連携拠点事業において作成した「医療的ケアのある子どもに対する相談支援ガイドライン」の活用を推進する。	(1) ①相談支援の利用者数 福 基 総 四 ②発達障害者支援センター運営事業の実施見込箇所数、実利用見込者数 福 総 四 ③相談支援アドバイザー見込者数 福 総 四 ④計画相談支援事業所箇所数 四 ⑤地域相談支援事業所箇所数 四 等 (2) ①相談支援従事者の養成人数と研修回数 福 総 四 等 ※サービス管理責任者の養成人数と研修回数 福 四 は、入所・地域移行WTでフォロー (3) ※当該ガイドライン活用に係る指標を検討 新

※ 総…千葉県総合計画 福…障害福祉計画 新…新規追加
基…障害者基本計画 四…第四次千葉県障害者計画

就労支援専門部会担当分野

分野（大分類）	施策の方向性（中分類）	説 明	指標等
6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実 「障害のある人が可能な限り一般企業で就労するとともに、継続的な職業生活を維持できるよう、障害福祉施設からの就労拡大をはじめとして障害のある人の就職、職場定着、離職時フォローなどの支援を進めます。 障害のある人の経済的自立に向けて、工賃向上計画に基づく官公需の受注促進と就労支援事業の強化のための支援を行い、工賃の向上を図ります。 障害者優先調達推進法※に基づき、県の調達方針を策定し、県の取組を進めます。」※総合計画	(1) 就労支援・定着支援の体制強化	障害特性に応じた就労支援・定着支援が受けられるように、企業や公的機関、地域における障害の特性に応じた就労の機会の拡大を推進するとともに、適時のアセスメントができる体制の充実を図るほか、就労先での権利擁護に関して、相談支援体制の強化を図る。	①一般就労への年間移行者数^{総 福 基 四} ②福祉施設利用者の一般就労への移行者数^{総 福 基 四}（29 年度末で 24 年度実績の2 倍：526 人→1,052 人） ※①と重複 ③就労移行支援事業の利用者数^{福 基 四}（29 年度末で 25 年度末の6割増） ④就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所数^福（29 年度末で就労移行率30%以上の事業所が全体の5割以上） ⑤就労移行支援事業等利用者の一般就労への移行者数^福 ⑥公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数^福 ⑦委託訓練事業の受講者数^福 ⑧障害者試行雇用事業の開始者数^福 ⑨職場適応援助者による支援の対象者数^福 ⑩50 人以上規模の企業で雇用される障害者数^基 ⑪50 人以上規模の企業で雇用される精神障害者数^基 ⑫公的機関の障害者雇用率^基 ⑬障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数^福 ⑭障害者就業・生活支援センター事業の実施見込み箇所数、実利用見込み者数^福 ⑮就労継続支援B型等の平均工賃月額^{総 基 四} 障害福祉サービス提供見込量^福は、第 3 部（福祉計画部分）に記載
	(2) 障害者就業・生活支援センターの運営強化	障害者就業・生活支援センターを県内全圏域（16箇所）に設置し、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障害者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業訓練の斡旋など障害者の職業生活及び地域生活の安定と福祉の向上を図る。	
	(3) 障害のある人を雇用する企業等への支援	障害のある人がその働く力を発揮し継続して安心して働けるよう、支援機関等が、職場において合理的配慮が講じられるよう企業等へ助言するなどの支援を行い、企業等における継続雇用を支援する。 障害のある人を積極的に雇用している企業・事業所等の取組みを広く周知することにより、障害のある人への一層の理解と雇用を促進する。	
	(4) 支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化	就労を促進するための情報共有化を目的とした会議等の開催、支援者のスキル向上のための研修会等を実施し、各圏域内にあるハローワーク、特別支援学校、就労支援施設、福祉施設等の地域の関係機関の連携・協力を促し就労支援ネットワークを強化する。また、関係機関の連携強化を促す仕組み作りについて検討する。	
	(5) 福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金向上への取組の推進	就労継続支援B型事業所等に対し、作業種の拡大も含めた事業内容の充実、経営改善など、福祉的就労を行う障害のある人が働く力を充分発揮できる環境づくりを通じた賃金向上に資する支援を実施する。 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の施行を受け、県の調達の推進のみならず、市町村や民間部門を含め、障害者就労施設等への発注機会の拡大を推進する。	
	(6) 障害のある人の自らの価値観に基づいた就労の選択を尊重した支援	福祉的就労の場において、経済的自立のほか、障害のある人が自らの価値観に基づく「働き方」や「生き方」を追求し、多様な就労の選択が尊重されるように支援を行う。	

※^総…千葉県総合計画 ^福…障害福祉計画 ^新…新規追加
^基…障害者基本計画 ^四…第四次千葉県障害者計画

入所・地域移行等ワーキングチーム担当分野その2

分野（大分類）	施策の方向性（中分類）	説 明	指標等
7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実 「発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害など、地域の支援施設・機関では通常の対応が難しい障害について、県内に拠点を設置して支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、民間での専門的・広域的な支援拠点機関の普及促進やそのための機関・人材育成などの具体的な仕組みづくりを進めます。 また、通所による施設サービスだけでは支援が困難な障害のある人に対して、親の会、当事者サポート団体などと連携した支援などを進めます。 特に本人や家族の負担が大きい重度心身障害のある人に対しては、医療費に係る負担軽減や利便性の向上に向けて検討を進め、早期実現を目指します。 なお、ひきこもり本人や家族等に対しては、相談支援等により、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ります。」※総合計画	(1) 重度心身障害者(児)医療費助成制度の現物給付化の実施	重度心身障害者(児)医療費助成制度の現物給付化について、平成27年8月の実施に向けて、市町村等と詳細部分の調整を行っていく。	(1) ①現物給付化 新
	(2) 地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	より身近な地域での支援体制を整備するため、地域における専門性の高い人材の育成や、県内拠点(地域生活支援拠点等)及び地域内関連支援機関とのネットワーク構築等に取り組み、専門性の高い相談支援体制の構築などに努める。 また、強度行動障害等の専門性の高い支援については、現在実施しているモデル事業等の検証結果を受けて支援強化策等を検討する。	(2) ②発達障害者支援センター運営事業の研修受講者数、相談件数 福 総 四 (再掲・相談) ③高次脳機能障害支援普及事業の実施見込箇所数、相談件数 福 総 四 (再掲・精神) ④強度行動障害のある方への支援体制構築事業実施数(H25年度 1箇所) 新
	(3) 通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進	重度の知的障害と身体障害を持つ重症心身障害のある人の処遇の向上を図り、家族・介助者等の負担を軽減するため、短期入所事業に対する県単の助成制度を引続き実施するなど、必要な時に利用できるサービス提供体制の整備に努める。	(3) ⑤短期入所事業者数 新 (再掲)
	(4) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化(再掲)	在宅の障害児やその家族が身近な地域で支援が受けられるよう、また、保護者が問題を抱え込むことのないようホームヘルプ、訪問看護、シェルターの機能を有する短期入所等の充実、さらには、虐待防止に努め、在宅支援機能の強化を図る。	(4) ①障害児相談支援 福 ②障害児支援(通所系) 福 ③短期入所施設数 新
	(5) 重度・重複障害者等の地域移行の推進(再掲)	重度の障害のある人や医療的ケアが必要な人の地域生活を推進するため、住まいの場や日中活動の場の整備とともに、地域におけるサービスの提供体制の確保に努める。	(5) ⑥強度行動障害のある方への支援体制構築事業実施数(H25年度 1箇所) 新 ⑦重度心身障害児者対応可能な通所施設設置箇所数 新
	(6) ひきこもりに対するアウトリーチ型支援の推進	ひきこもり対策を推進するため、関係機関と連携した体制を整備し、ひきこもり地域支援センター等によるアウトリーチを実施する。また、ひきこもりサポーターを養成し、市町村による派遣を促す。	(6) ⑧地域移行・地域生活支援事業の実アウトリーチチーム設置見込み数 福

※ 総…千葉県総合計画 福…障害福祉計画 新…新規追加
基…障害者基本計画 四…第四次千葉県障害者計画

入所・地域移行等ワーキングチーム担当分野その3

分野（大分類）	施策の方向性（中分類）	説 明	指標等
8 その他五次計画において取り組むべき項目	(1) 人材の育成と確保	障害の特性及び障害のある人のニーズに応じたサービス提供体制を構築するため、ホームヘルパー等の福祉職の養成・確保と医学的リハビリテーションに従事する医師、理学療法士等のリハビリテーション専門従事者の確保と資質の向上に努める。	(1) ①ホームヘルパーの養成人数と研修回数 ^{福 四} ②同行援護従事者の養成人数と研修回数 ^{福 四} ③行動援護従事者の養成人数と研修回数 ^{福 四} ④ガイドヘルパーの養成人数と研修回数 ^{福 四} ⑤サービス管理責任者の養成人数と研修回数 ^{福 四}
	(2) 高齢期に向けた支援	高齢期に向けた支援については、国における地域の居住支援やサービス提供体制の在り方の検討状況を注視しながら検討を進める。	
	(3) 保健と医療に関する支援	障害のある人が適切な医療が受けられるよう、「受診サポート手帳」の普及等医療機関との連携連絡体制づくりに引き続き努める。 障害のある人が、身近な地域で必要なりハビリテーションを受けられるよう地域リハビリテーション体制等の充実を図る。 また、定期的に歯科検診を受けること又は歯科医療を受けることが困難な障害のある人に対して、巡回歯科診療車による定期的な歯科検診・歯科保健指導を実施する。	(3) ⑥障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加 ^基
	(4) スポーツと文化活動に関する支援	県障害者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への選手派遣等を通じて障害のある人のスポーツの普及に努めるとともに、障害のある人がスポーツを行うことができる環境づくりに取り組む。2020 年パラリンピック東京大会の開催に向けて、国のスポーツ行政の一元化も踏まえ、選手の育成強化に努める。また、様々な機会を通じて指導者の資質の向上に努める。 身近な地域での文化芸術活動に親しむために、参加・発表の機会の確保と参加者の拡大に努める。	(4) ⑦障害者スポーツ指導員の養成者数 ^四
	(5) 住まいとまちづくりに関する支援	障害のある人が安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進する。また、道路や建築物などの公共施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザインの普及に努める。	(5) ⑧都市公園に駐車場、便所のバリアフリー化率 ^{基 四} ⑨主要駅エレベーター・エスカレーター整備率 ^四 ⑩県営住宅のうちバリアフリー化された住宅数 ^四 ⑬乗り合いバス車両のノンステップバスの導入率 ^{基 四}

※^総…千葉県総合計画 ^福…障害福祉計画 ^新…新規追加
^基…障害者基本計画 ^四…第四次千葉県障害者計画

	(6) 暮らしの安全・安心に関する支援 (7) 障害のある人への理解の促進(うちマークの普及推進)	障害のある人が、地域社会の中で安全で安心して暮らせるよう、防犯・防災対策の推進、悪徳商法など消費者被害を防止するために、市町村、関係機関等と連携して障害のある人を地域で守る仕組みづくりを推進します。 行政・民間団体等により設けられている各種の障害のある人に関するマークは、バリアフリー等に対応したルールや障害のある人への支援の必要性等を伝えるものであると同時に、障害のある人への理解を促す「心のバリアフリー」につながるものであり、これらのマークの県民への周知と理解の促進を図るとともに、普及に努める	(6) ⑭災害時の要援護者避難支援プランの個別計画策定着手市町村数 ④ (7) 今後要検討 ⑧
--	---	---	---

※ ③…千葉県総合計画 ⑦…障害福祉計画 ⑧…新規追加
 ⑥…障害者基本計画 ④…第四次千葉県障害者計画